

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の  
施行に伴う建築基準法関係の通達の取り扱い方針

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行された。それに伴い機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体が通達による拘束を受けないこととなったが、荒川区においては、建築基準法に基づく建築行政に関してこれまでに発せられた通達について、次のとおり取り扱い方針を定めることとする。

## 第1 原則

原則として、平成12年3月末日までに出された通達については、従来どおり、建築行政の参考とする。ただし、通達後の法改正や社会状況の変化等によって、実質的に意味を失っているものについては、適宜判断して取り扱うものとする。

## 第2 個別の取り扱い

次の各号に掲げる通達については、それぞれ当該各号に定めることとする。

### 1 昭和56年住指発第190号「高層建築物等に係る防災計画の指導について」

防災計画書の作成の指導については、従来、当該通達により指導を行ってきたが、荒川区においては、防災上の観点から引き続き当該指導が必要と考えるため、当面、従来と同様に指導を行っていくこととする。

### 2 昭和50年住街発第7号「建築基準法第18条に規定する国の建築物の場合の取扱方法の改正について」

建築基準法第18条の扱いについては、従来、当該通達により様式や添付図書を取り扱ってきており、法改正により様式等の修正が必要な場合には、これを改正する旨、通達されてきた。しかし、今後はこのような対応がなくなると思われるため、当面、従来の様式等に必要な修正を行ったものを荒川区において決定し、使用するものとする。

### 3 平成11年住指発第201号「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」

中間検査申請手数料及び計画の変更に係わる確認申請手数料における床面積の算定方法の詳細については、従来、当該通達により扱ってきた。地方分権により、手数料の徴収規定を条例に規定することとなったが、当該算定方法については、当面、従来どおり扱うものとする。

### 4 昭和46年住指発第918号「建築基準法第12条第1項及び第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告及び昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について」

定期報告については、上記「住指発第918号」等をもとに取り扱いに関する要領を、東京都が定め、各区行政庁はこの要領を準用してきた。荒川区においては、今後定期報告について検討を行うが、当面従来どおりの取り扱いとする。